## 令和4年度 入学一時金(支度金)制度及び奨学金制度の一覧表

				-					п				
	市町村	電話番号	担当課	有	<u> </u>	入学一時金(支度金)制度	貸与(給付)人員・	実施	友	1	奨学金制度	貸与(給付)人員・	実施
	ili mi 4.1	电阳田 7	1 <u>=</u> = 1	無	名称	貸与(給付)要件	貸与(給付)額	天 形態	無	名称	貸与(給付)要件	貸与(給付)額	形態
1	奈良市	0742-34-5297	教育総務課	無				//	無				
_	大和高田市		学校教育課	無				$\geq$	無				$\triangleright$
3	大和郡山市	0743-53-1151	教育総務課	無				$\overline{}$	無		<b>工用主大人,经这位用力工人儿,华兴人民</b>	月額15千円(高校、高	
4	天理市	0743-63-1001	まなび推進課	無					有	天理市育英会	天理市在住。経済的理由により、就学が困 難、他から学費の貸与又は給付を受けてい	専) 月額15千円(大学、短大	貸与型
											ない者	等)	` <del>°</del>
5	橿原市	0744-29-5901	教育総務課	無					無				
								\			①奨学生及びその保護者が市内に住所を有する人②向学心、実		
6	桜井市	0744-42-9111	学校教育課 学校教育課	無				\	有	桜井市奨学金	践力のある人③次のア〜エいずれかの奨学金・修学資金等の貸与決定者。ア県高等学校等奨学金イ生活福祉資金ウ母子父子宴	75千円(高校、高専、専	給付
	1271 11-		1 12 12 13 14					\			婦福祉資金エ日本学生支援機構奨学金のいずれかの貸与決定 者等	修字校)	型
				_									_
7	五條市	0747-22-4001	学校教育課	有	高等学校進学奨	県高等学校等奨学金等を4月から貸与され ている者	公立30千円まで 私立50千円まで	給付 型	有	五條市育英会	健康面・人物・学力・所得において、選考基 準を満たす者	月額 20千円(高校、高東)	貸与 型
					励支度金	している自	松立50十円まで	至	H		年を洞に9日	寸/	至
						  ・御所市在住の者					<b>物にナカル (ナー) 日 R ※ 小部 ※ 川 サ</b> )		
					御所市高等学校等	・次のいずれかの奨学金の貸与を受けている者	60千円(公立高校・高	<b>%△/</b> →		<b>振太将党</b> 令经74制	・御所市在住(市・県民税非課税世帯)・御所市の指定するイベント、施設にボランティア	月額 15千円(高校、高東、東格学校)	&△./→
8	御所市	0745-62-3001	学校教育課	有	入学支度金給付制	①高等学校等奨学金「修学支援奨学金」 ②高等学校等奨学金「育成奨学金」	<sup>専ル</sup> 120千円(私立高校・高	紹竹 型	有	坂本奨学金給付制 度	として1日参加できる方。 ・他の組織から学資の貸与・奨学金などを受けて	専、専修学校) 月額 20千円(大学、短	給付 型
					<b>没</b>	③生活福祉資金「教育支援資金」 ④母子·父子及び寡婦福祉資金「修学資金」	専)				いない方。	大)	
						「「「「「」 スーズい 赤が 田仙貝 立・ ドナ貝 立」							
9	生駒市	0743-74-1111	教育総務課	無					無				
10	香芝市	0745-76-2001	学校教育課	無				V	無				
							50千円(国公立高校)						$\overline{\Lambda}$
11	葛城市	0745-44-5108	学校教育課	右	葛城市高等学校及	生活保護家庭の生徒	100千円(私立高校) 150千円(国公立大学·短	給付	無				$  \rangle$
-'']	4月7火11	0743 44 3100	子仪教育体	Ъ	び大学入学支度金	工作体设办庭の工匠	大)	型	7117				$  \  $
							200千円(私立大学・短大)						1
	<u></u>	0747	40 <del></del>		宇陀市ぬくもり修	市民税非課税世帯等(生業扶助世帯除く)	60千円(高校、専修学校)	給付					
12	宇陀市	0745-82-3973	教育総務課	有	学奨励資金	「意欲」に関する要件あり	120千円(大学、短大、高東)	型型	無				/
10	山泺井	0742-0F 0040	 教育委員会	<u> </u>			37		400				+
13	山添村	0743-85-0049	<b>叙</b> 月安貝宏	無					無		高校・大学等在学者で世帯収入額が生保基	月額 10千円(高校 喜	<del>                                     </del>
14	平群町	0745-45-2101	教育委員会	無	\				右	平群町奨学資金貸	準額1.5倍以下の者。保証人(2人)は町内在	専)	貸与
14	1-4十四]	V170 40-2101	総務課	#				\	F	付	住者で固定資産税・町民税に関する基準あ	月額 15千円(大学、短大)	型
$\dashv$						申請を行う年度に高校等に入学し、入学時	30千円(国公立高校、高						
15	三郷町	0745-43-7331	教育総務課	有	三郷町育英振興助成金	に町内に住所を有し、世帯の収入状況が	専)	給付 型	無				\
					<b>八五</b>	H24生活保護基準の1.3倍以内	50千円(私立高校)	望					1 /
16	斑鳩町	0745-74-1001	教育委員会総務課	無					無				
17	安堵町	0743-57-2033	教育委員会	無					無				
18	川西町	0745-44-2684	教育総務課	無				/	無				
19	三宅町	0745-44-3079	教育総務課	無				/	無				$\downarrow \searrow$
20	田原本町	0744-34-2074	教育総務課	無					無				$\downarrow >$
0.1	<b>⇔</b> 215 ++	0745 04 0104	ᄽᅔᆍᄝᄉ		<b>英杰杜特加福兴</b> 春	生活保護受給の家庭又は村民税の非課税・	60千円(高校、高専、専修	給付	ánn.				
21	曽爾村	0745-94-2104	教育委員会	有	曽爾村福祉奨学金	児童扶養手当受給者等	字校) 100千円(大学、短大)	型	無				\
$\dashv$					御杖村高等学校等			給付		御杖村大学入学資	大学等に合格した者で特に就学するため経	250千円(短大)	貸与
22	御杖村	0745-95-2001	教育委員会	有	個权利局等字校等 <mark>奨学金</mark>	村民税非課税世帯である者等	60千円(高校、高専)	紹竹 型	有	個权利人字人字質 金貸付制度	済的援助を必要とする者	250千円(短大) 500千円(大学)	型型
	÷ == ==	0744 50 07:-	<b>ル</b> カチロ ^			高校等入学者で生活保護世帯または児童	FOT III/ = + + + + + + + + + + + + + + + + + +	給付	<i></i>				
23	高取町	0744-52-3715	教育委員会	有	就学奨励金	扶養手当法第4条第1項に規定する者等	50千円(高校、高専)	型型	無	$\bigsqcup$			$\top$ $/$
24	明日香村	0744-54-3636	教育文化課	無				$\leq$	無				
25	上牧町	0745-76-1001	教育総務課	無					無				
26	王寺町	0745-72-1031	学校教育課	無					無				1
27	広陵町			無						広陵町奨学資金	本町内に3年以上住所を有し、本町立中学	月額5千円(高校、高専)	給付
41	ムルダ山	0745-55-1001	教育総務課	7115					有		热大衣裳  + 老竿(  煸1    十2   中七二)	月銀3十八(同仪、同寺/	
21		0745-55-1001	教育総務課 	7117					有	<b>広</b> 陵町突子貝立	校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	万根OTFI(同校、同等)	型
۷1	仏	0745-55-1001	教育総務課	Mix		次のすべてに該当する方			有	四陵可英子貞立	校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	7.65 下口(同权、同等/	型
۷1	<u> </u>	0745-55-1001	教育総務課	MK		①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶			有 	心陵叫哭子貝並	校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	万银。丁门(同仪、同寺)	
				本	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。	50千円(高校、高専、専作学校)	給付			校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	万银。十八(向仪、向寺/	
28	河合町	0745-55-1001	教育総務課	有		①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町	50千円(高校、高専、専 修学校) 100千円(短大、大学)	給型	無無		校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	万银3十八(同仪、同寺)	
				有	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)				校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	万银3十八(同仪、同寺/	
				有	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町 に住所を有している。	修学校)				校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	万银3十八(向仪、向寺)	<u>型</u>
				有	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)					万银3十八(同仪、同寺)	
				有	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)				(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者	万银3十八(向仪、同寺)	<u>**</u>
	河合町	0745-57-0200	教育部総務課	有	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定	月額30千円以内(高専、	貸与
28				有無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)				(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者		
28	河合町	0745-57-0200	教育部総務課	有	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に	月額30千円以内(高専、	貸与
28	河合町	0745-57-0200 0746-32-0190	教育部総務課	有無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無有	ふるさと吉野定住 促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。	月額30千円以内(高専、	貸与
28	河合町	0745-57-0200	教育部総務課	有	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に	月額30千円以内(高専、	貸与
29	河合町 吉野町 大淀町	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522	教育部総務課 教育委員会	有無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無有無	ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に に住所を有していること	月額30千円以内(高専、 大学·短大、専修学校)	貸型
29	河合町 吉野町 大淀町	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522	教育部総務課 教育委員会	有無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無無無無	ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に	月額30千円以内(高専、	貸与
29 30 31	方帝町 吉野町 大淀町 下市町	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711	教育部総務課教育委員会学務課教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無無無無	ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に 住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯	月額30千円以内(高専、大学·短大、専修学校)	貸型貸
29 30 31	方帝町 吉野町 大淀町 下市町	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711	教育部総務課教育委員会学務課教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無無無無	ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下	月額30千円以内(高専、大学·短大、専修学校)  月額25千円(高校) 月額35千円(高専、大学)  月額20千円(高校、高	貸型
29 30 31	方帝町 吉野町 大淀町 下市町	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711	教育部総務課教育委員会学務課教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に 住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯	月額30千円以内(高専、大学·短大、専修学校)  月額25千円(高校) 月額35千円(高専、大学)  月額20千円(高校、高専、大学院、専修学校)	算型 貸型 資型 等
29 30 31 32	方 古 大下 黒 市 村	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314	教育部総務課 教育委員会 教育委員会 教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居	月額30千円以内(高専、大学·短大、専修学校)  月額25千円(高校) 月額35千円(高専、大学)  月額20千円(高校、高	貸型
29 30 31 32	方 古 大下 黒 市 村	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314	教育部総務課 教育委員会 教育委員会 教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校)  月額25千円(高較) 月額35千円(高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学) 月額20千円(高校、學校) 月額25千円(大学、短	算型 貸型 資型 等
29 30 31 32	方 古 大下 黒 市 村	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314	教育部総務課 教育委員会 教育委員会 教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等	月額30千円以内(高専、大学・短大、専修学校) 月額25千円(高校) 月額35千円(高専、大学) 月額20千円(高校、高校) 月東、大学院、東修学校) 月額25千円(大学、短大学)	貸型 貸型 貸型
29 30 31 32	方	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314 0747-63-0321	教育部総務課 教育部総務課 教育 委	有     無     無無無無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校)  月額25千円(高較)月額35千円(高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学)  月額25千円(大学、短大)  月額4千円(公立高校) 月額6千円(私立高校)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型
28 29 30 31 32 33	方 古 大下 黒 市 村	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314	教育部総務課 教育委員会 教育委員会 教育委員会	有無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等	月額30千円以内(高専、大学・短大、専修学校) 月額25千円(高校) 月額35千円(高専、大学) 月額20千円(高校、高校) 月東、大学院、東修学校) 月額25千円(大学、短大学)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型
28 29 30 31 32 33	方	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314 0747-63-0321	教育部総務課 教育部総務課 教育 委	有     無     無無無無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川村村高等	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校)  月額25千円(高較)月額35千円(高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学)  月額25千円(大学、短大)  月額4千円(公立高校) 月額6千円(私立高校)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型
28 29 30 31 32 33	方	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314 0747-63-0321	教育部総務課 教育部総務課 教育 委	有     無     無無無無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川村村高等	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること 保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下 保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校)  月額25千円(高較)月額35千円(高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学)  月額20千円(高校、高專、大学)  月額25千円(大学、短大)  月額4千円(公立高校) 月額6千円(私立高校)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型
28 29 30 31 32 33	方	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314 0747-63-0321	教育部総務課 教育部総務課 教育 委	有     無     無無無無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川村村高等	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学中の者で、	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 月額25千円(高較)月額35千円(高專、大学) 月額20千円(高校、高專、大学) 月額20千円(高校、高校)月額25千円(大学、短大学、短大学、有額4千円(公立立高校)月額5千円(大学、短大)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型
29 30 31 32 33		0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321	教育部総務課       教育部総務       教育 学育 育 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	有     無     無無無無     無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無     有     無無     有     有     有     有	ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川州村会 野り道川村会	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学中の者で、次の要件を全て満たしている者	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 用額25千円(高專、大學·短大、專修学校) 月額35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高高專、大學) 月額4千円(公立立高高校) 月額6千円(大學、短大) 月額6千円(大學、短大) 月額6千円(大學、短大)	貸型     貸型     貸型       与型     与型       与型     与型
28 29 30 31 32 33	方	0745-57-0200 0746-32-0190 0747-52-1522 0747-52-1711 0747-62-2314 0747-63-0321	教育部総務課 教育部総務課 教育 委	有     無     無無無無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無     有     無無     有     有     有     有	ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川村村高等	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在者で、次の要件を全て満たしている者 (1) 学業優秀 (2) 経済的理由により修学が困難	月額30千円以内(高專、大學·短大、專修學校)  月額25千円(高專、大學)  月額35千円(高專、大學)  月額20千円(高專、大學)  月額4千円(公立高高校) 月類6千円(私立学、短大)  月額6千円(大學、短大學)  月額6千円(大學、短大學)  月額6千円(大學、短大學)  月初6千円(大學、短大學)  3名專)  3名專)  3名專)  3名專)  3名專)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型
29 30 31 32 33		0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321	教育部総務課       教育部総務       教育 学育 育 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	有     無     無無無無     無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無     有     無無     有     有     有     有	ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川州村会 野り道川村会	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に合者 (1)学業優秀 (2)経済的理由により修学が困難 (3) 奨学金を受けようとする者又はその者	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 用額25千円(高專、大學·短大、專修学校) 月額35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高高專、大學) 月額4千円(公立立高高校) 月額6千円(大學、短大) 月額6千円(大學、短大) 月額6千円(大學、短大)	貸型     貸型     貸型       与型     与型       与型     与型
29 30 31 32 33		0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321	教育部総務課       教育部総務       教育 学育 育 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	有     無     無無無無     無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無     有     無無     有     有     有     有	ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川州村会 野り道川村会	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在者で、次の要件を全て満たしている者 (1) 学業優秀 (2) 経済的理由により修学が困難	月額30千円以内(高專、大學·短大、專修學校)  月額25千円(高專、大學)  月額35千円(高專、大學)  月額20千円(高專、大學)  月額4千円(公立高高校) 月類6千円(私立学、短大)  月額6千円(大學、短大學)  月額6千円(大學、短大學)  月額6千円(大學、短大學)  月初6千円(大學、短大學)  3名專)  3名專)  3名專)  3名專)  3名專)	貸型     貸型     貸型       与型     与型       与型     与型
29 30 31 32 33		0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321	教育部総務課       教育部総務       教育 学育 育 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	有     無     無無無無     無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)		無     有     無無     有     有     有     有	ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川州村会 野り道川村会	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専件を全て満たしている者 (1)学業済的理由により修学が困難 (3)契学金を受けようとする者又はその者を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みのある者	月額30千円以内(高專、大學·短大、專修學校)  月額25千円(高專、大學)  月額35千円(高專、大學)  月額20千円(高專、大學)  月額4千円(公立高高校) 月類6千円(私立学、短大)  月額6千円(大學、短大學)  月額6千円(大學、短大學)  月額6千円(大學、短大學)  月初6千円(大學、短大學)  3名專)  3名專)  3名專)  3名專)  3名專)	貸型     貸型     貸型       与型     与型       与型     与型
29 30 31 32 33 34	方	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522  0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101	教育部総務     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさせき 書 から	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正の学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学全て満たしている者 (1) 学業済の金を明由により修学が困難 (3) 奨養する記しまり修学が困難 (3) 奨養する記しまり修学が困難 (3) 奨養する記しまり修学が困難 (3) 奨養する記しまり修学が活を受けまりとする。 (1) 学業済の金額にあり、引き続き居住する見込みのある者  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、高等学校、高等専門学校、高等学校、高等専門学校、高等学校、高等専門学校、高等学校、高等専門学校の者で、村内に3年によりによりにより修学が、高等専門学校の者で、村内に3年によりによりによりによりによります。	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 月額25千円(高校)月第35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高校)月東、類20千円(小人學、短) 月額44千円(公立立高高短大學) 月額44千円(大學、短人) 月額45千円(大學、短人) 月額5千円(大學、短人)	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与
29 30 31 32 33		0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321	教育部総務課       教育部総務       教育 学育 育 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	有     無     無無無無     無     無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと吉野定住 促進奨学金 黒滝村就学奨励金 天川村奨学金 野迫川州村会 野り道川村会	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。(2)品行方正で向学心を有する者(3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専件を全て満たしている者(1)学業優の理由により修学が困難(3) 奨学金を受けようとする者又はその者を扶養する利にあり、引き続き居住する見込みのある者  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校に発済的理由等により学資の支弁が困難で	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 月額25千円(高校)月第35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高校)月東、類20千円(小人學、短) 月額44千円(公立立高高短大學) 月額44千円(大學、短人) 月額45千円(大學、短人) 月額5千円(大學、短人)	貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型
29 30 31 32 33 34	方	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522  0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101	教育部総務     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさせき 書 から	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高の者で、次の要件を全て満たしている者 (1)学業優秀 (2)経済の理由により修学が困難 (3)奨学金を受けようとする相談との者を決済を開発したがある者を決済を開発したがある者を決済を開発した。高等中でにより修学が表現により修学が表現によりである者を決済を開発した。高等中では、高等中では、高等を持続き居はする見込みのある者を決済を対象するにより学資の支弁が困難であると認められる者等	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 月額25千円(高校)月第35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高校)月東、類20千円(小人學、短) 月額44千円(公立立高高短大學) 月額44千円(大學、短人) 月額45千円(大學、短人) 月額5千円(大學、短人)	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与
29 30 31 32 33 34	方	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522  0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101	教育部総務     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさせき 書 から	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下  学校教育とする声で、次の要件を全て満たしている者 (1)学業優秀理由により修学が困難 (3) 奨学金を受けようとする者又はその者を扶養とする親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みのある者 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校に済むると対象のよれる者等 高校又は高専、大学、大学院に進学者しくは	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 月額25千円(高校)月第35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高校)月東、類20千円(小人學、短) 月額44千円(公立立高高短大學) 月額44千円(大學、短人) 月額45千円(大學、短人) 月額5千円(大學、短人)	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与
29 30 31 32 33 34	方	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522  0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101	教育部総務     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無	河合町高等学校等進学支度金	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと言野定住         基準付就学         基準付款         要要         事の         本         中津川村         本         下北山村         下北山村         下北山村	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証類の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き難等  村内に3年以上居住し、場学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下  学校教育法に規定する高等学校、中の者で、次の要件を全て満たしている者 (1) 学業優理由により修学が困難 (3) 奨養する和人に3年以上のより所がある者を扶き居住する記りとする有人に3年以上の者を受けよう所がある者を扶き居住する。高等で、以の書き、大学、大学院におり、高等専門学校和の書き、は10年間で、第1年間で、1年間で、1年間で、1年間で、1年間で、1年間で、1年間で、1年間で、	月額30千円以内(高專、大学·短大、專修学校) 月額25千円(高校)月第35千円(高專、大學) 月額20千円(高校、高校)月東、類20千円(小人學、短) 月額44千円(公立立高高短大學) 月額44千円(大學、短人) 月額45千円(大學、短人) 月額5千円(大學、短人)	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与型
29 30 31 32 33 34	方	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522  0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101	教育部総務     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさせき 書 から	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等思のある者。 (3)大学等思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証類の3倍以下  保護者・世帯主、保証類の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住しり修学が困難等  村内に3年以上を住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学を工満たしている者 (1)学科優理由により修学が困難 (3) 奨学金を受けようとする者又はその者を扶養住する見込みのある者  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校教育法に規定する高等学校、高等中にと経済的められる者等  「会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	月額30千円以内(高専、) 月額30千円以内(高専、) 月額35千円(高事、大学・短、) 月額35千円(高事、大学、) 月額35千円(高事、大学、) 月額20千円(高事、対定のでは、) 月額44千円(公立立、大学、) 月額5千円(大学、短、) 月額5千円(大学、短、) 月額65千円(大学、短、) 月額7年円(10年) 第20千円(10年) 月額15~20年) 月額15~20年) 月額15~20年) 月額20千円校)	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与型     与型
29 30 31 32 33 34 35	河     吉     大下     黒     天     野     十     下       合     野     定市     滝     川     川     川     山	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと言野定住         基準付就学         基準付款         要要         事の         本         中津川村         本         下北山村         下北山村         下北山村	(1)各年度4月に大学等に在学者であるもの。(2)品行方正で向学心を有する者(3)大学等をのある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下  学校教育法に規定する高等学校、高等専で、次の要件を優秀理は大学にる者(1)学済の場を受する利族の住のものものものものものものものものものものものものものものものものものもの	月額30千円以内(高校) 月額25千円(高專、大學) 月類35千円(高專、大學) 月專、額20千円(高專大學) 月專、額20千円(小學) 月專、額25千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 日期額5千円(原籍) 第20千円(知知學) 3名專,月一次(高統一學) 月期額5~20年 月期旬日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与型
29 30 31 32 33 34 35	河     吉     大下     黒     天     野     十     下       合     野     定市     滝     川     川     川     山	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと言野定住         基準付就学         基準付款         要要         事の         本         中津川村         本         下北山村         下北山村         下北山村	(1)各年度4月に大学等に在学る者(3)大学等に在学のを有する者(3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上なて作所得税免税点以下  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、要件を全て、(1)学業育の金を設定のよりとする者とはの者で、次の要学を全で、(2)経済を会し、対しましまりを学が困難は(3)要学をのは大学になる者(1)学業育の者を表しまりを学が困難は(3)要等のは、高等では、以上をは、高等では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	月額30千円以内(高校) 月額25千円(高專、大學) 月類35千円(高專、大學) 月專、額20千円(高專大學) 月專、額20千円(小學) 月專、額25千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 日期額5千円(原籍) 第20千円(知知學) 3名專,月一次(高統一學) 月期額5~20年 月期旬日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     与型     与型
29 30 31 32 33 34 35	河     吉     大下     黒     天     野     十     下       合     野     定市     滝     川     川     川     山	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふるさと言野定住         基準付就学         基準付款         要要         事の         本         中津川村         本         下北山村         下北山村         下北山村	(1)各年度4月に大学等に在学者とでいるもの。(2)品大学等を有する者。(3)大学等をのある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に定住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下  学校教育法に規定する学校、高等者で、次の要件を受する規定ではようといる者(1)学経済を全て満たしている者(1)学経済を出まり修する者又はその引き続き居住する見込みのある者  学校な時に3年以上のあると記められる者等  学校ないのある。高等学校、高等専門学校に済むのある。高等中はようとが、高等を対している者を扶養居はする見込みのある者を扶養居はする見込みのある者を持たであると認められる者等により修学を表別であると認められる者等によいであると認められる者等を対する過去と認められる者。同学は高声とと認められる者。同学は高声とと認められる者。同学は高声とは同様により修学困難と認められる者。経済的理由により修学困難と認められる者。	月額30千円以内(高校) 月額25千円(高專、大學) 月類35千円(高專、大學) 月專、額20千円(高專大學) 月專、額20千円(小學) 月專、額25千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 日期額5千円(原籍) 第20千円(知知學) 3名專,月一次(高統一學) 月期額5~20年 月期旬日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     与型     与型
29 30 31 32 33 34 35	河     吉     大下     黒     天     野     十     下       合     野     定市     滝     川     川     川     山	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふに進生学金         黒滝村就学学金         黒滝村 奨学金         野野育 大津川村 受学金         十津川村 奨学金         下北山村 受学・受学・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校変件優秀 (2) 経済の理由により修学が困難 (3) 奨学金表表によりを学が困難 (3) 奨学金表表に表している者 (1) 学経済の理由により修学が困難 (3) 奨学のまを受けようとする者又はその引き続き居住する見込みのある者 を扶養する見込みのある者 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校の方と記した。 対教育を学校に在理由等により学資の支弁が困難であると認められる者等 高校又は含者で、対内に3年代により学資の支弁が困難であると認められた者。 同学心と認められた者。 同学心に者のより修学困難と認められる者。 において高温み、学習態度が良好であると認められる者。 高校又は者のうち教育委員会において高温と認められた者。 同学心と認められた者。 同学心は者により修学困難と認められる者。 経済されている。 により修学困難と認められる者。 とにおいてあるとにおいてあるとにおいてあるとにおいてあると記められる者。	月額30千円以内(高校) 月額25千円(高專、大學) 月類35千円(高專、大學) 月專、額20千円(高專大學) 月專、額20千円(小學) 月專、額25千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 月期額5千円(公立立宗教) 日期額5千円(原籍) 第20千円(知知學) 3名專,月一次(高統一學) 月期額5~20年 月期旬日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日 日期日	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与型
29 30 31 32 33 34	河     吉     大下     黒     天     野     十     下       合     野     定市     滝     川     川     川     山	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教	有     無無無無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふ促進       上させ       上台       上台	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。(2)品行字等を本業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上なては大学が困難(3) 学業を全て満たしている者(1) 学業優明の金を受ける者にあり、引き経済を全な表に規定する高等学校、高等専門学校を変けとうとする有にあり、引き接手は日からなるを受けたりであると表に規定する高等学校、高等専門学校に在理由により修学が困難によりとする有においての者を決定した。高等学校、高等専門学校に在理由等によりであると認められる者等高校学は高当と記がられた者と認められる者等高校学は高当と記がられた。向学心に富み、学習をはいて富み、学習をはいて、対学の方と認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むいて富み、学習をはいて富みのと認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記を済むると記を済むると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をな	月額30千円以内(高東、) 月額30千円以内(高東、) 月額25千円(高東、大) 月額35千円(高東、大) 月額35千円(高藤学、短) 月東額20千円(高藤学、短) 月内(30千円(大学、高高高短元) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(を記事) 10年間 第30千円(高校、高を記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事とのでは、高に記事といるでは、高に記事といるには、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高	貸型     与型     与
28 29 30 31 32 33 34 35	河     吉     大下     黒     天     野     十     下     上       合     野     淀市     滝     川     川     川     山     山     山     山     山     山     山     山     山     山     山     山     村	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教	有     無無無無無無無無無無無無無無無	河合町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふに進生学金         黒滝村就学学金         黒滝村 奨学金         野野育 大津川村 受学金         十津川村 奨学金         下北山村 受学・受学・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・受験・	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上在住所得税免税点以下等  学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校変件優秀 (2) 経済の理由により修学が困難 (3) 奨学金表表によりを学が困難 (3) 奨学金表表に表している者 (1) 学経済の理由により修学が困難 (3) 奨学のまを受けようとする者又はその引き続き居住する見込みのある者 を扶養する見込みのある者 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校の方と記した。 対教育を学校に在理由等により学資の支弁が困難であると認められる者等 高校又は含者で、対内に3年代により学資の支弁が困難であると認められた者。 同学心と認められた者。 同学心に者のより修学困難と認められる者。 において高温み、学習態度が良好であると認められる者。 高校又は者のうち教育委員会において高温と認められた者。 同学心と認められた者。 同学心は者により修学困難と認められる者。 経済されている。 により修学困難と認められる者。 とにおいてあるとにおいてあるとにおいてあるとにおいてあると記められる者。	月額30千円。 同様・短大、専修学を 月額25千円(高校) 月朝額35千円(高校) 月東、額20千円(高校学、短 月期額35千円(公立立宗、 月期額5千円(大学、短 月月額30千円。 日本のでは、	貸型     貸型     貸型     貸型     貸型     貸型       与型     与型     与型     与型
28 29 30 31 32 33 34 35 36	河     吉     大下     黒     天     野       合     野     淀市     滝     川     川       町     町     町     町     山     山     山     山       山     山     山     山     山     村	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-62-2314  0747-63-0321  0746-62-0067  07468-6-0901  07468-2-0066	教育     教 教     教 教     教 教     教 教       育育     育育     育育       育育     育育     育育       香     会     会       会     会	有     無無無無無無無無無無無無無無無無       無無無無     無無無	河舎町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふ促進       まさと学生         上金       上金         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。(2)品行字等を本業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上なては大学が困難(3) 学業を全て満たしている者(1) 学業優明の金を受ける者にあり、引き経済を全な表に規定する高等学校、高等専門学校を変けとうとする有にあり、引き接手は日からなるを受けたりであると表に規定する高等学校、高等専門学校に在理由により修学が困難によりとする有においての者を決定した。高等学校、高等専門学校に在理由等によりであると認められる者等高校学は高当と記がられた者と認められる者等高校学は高当と記がられた。向学心に富み、学習をはいて富み、学習をはいて、対学の方と認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むいて富み、学習をはいて富みのと認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記を済むると記を済むると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をな	月額30千円以内(高校) 月額30千円専修学・短大、専体) 月額30千円専修学・短大、専体を関係を対して、事体を関係を対して、事体を関係を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高をが、高に、短いでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	貸型     与型     与
28 29 30 31 32 33 34 35	河     吉     大下     黒     天     野     十     下     上       合     野     淀市     滝     川     川     川     山     山     山     山     山     山     山     山     山     山     山     山     村	0745-57-0200  0746-32-0190  0747-52-1522 0747-52-1711  0747-63-0321  0747-37-2101  0746-62-0067  07468-6-0901	教育     教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教	有     無無無無無無無無無無無無無無無	河舎町高等学校等	①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受け	修学校)			ふ促進       まさと学生         上金       上金         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度         上金       川制度	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。(2)品行字等を本業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。(4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること  保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下  保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等  村内に3年以上なては大学が困難(3) 学業を全て満たしている者(1) 学業優明の金を受ける者にあり、引き経済を全な表に規定する高等学校、高等専門学校を変けとうとする有にあり、引き接手は日からなるを受けたりであると表に規定する高等学校、高等専門学校に在理由により修学が困難によりとする有においての者を決定した。高等学校、高等専門学校に在理由等によりであると認められる者等高校学は高当と記がられた者と認められる者等高校学は高当と記がられた。向学心に富み、学習をはいて富み、学習をはいて、対学の方と認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むいて富み、学習をはいて富みのと認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると認められる者。名を済むると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記を済むると記を済むると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をなると記をな	月額30千円以内(高校) 月額30千円専修学・短大、専体) 月額30千円専修学・短大、専体を関係を対して、事体を関係を対して、事体を関係を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高校を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高を対して、高をが、高に、短いでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	貸型     与型     与